企業実務特集

税理士にビジネスチャンス

企業の行う事業再構築の流れが一段と加速してきた。それは大企業のみならず、中小企業へも波及し始めている。そしてこれを後押しするように企業再構築に関する法務・税務の整備が進められている状況だ。㈱タクトコンサルティングの税理士・平野和俊氏（写真）は、ここに新しいビジネスの可能性を見いだしている。そこで同氏にその新ビジネスについて展望してもらった。

新分野 会社資産税コンサルのすすめ

「アメリカは日本の○×年先を行っている」というのは、どの世界でも語られることですが、税務の世界でも同じことがいえるのではないでしょうか。

1980年代までの米国では、有能な人材の少なからぬ部分が、税関係の弁護士として滞留し、「ハーバード大学でもっとも優秀な学生はロースクールに進学し、タックスローヤーになる」といわれていました。ところが、税制改革による税率の引下げ、そして相次ぐタックスシェルターに対する規制が、節税ビジネスの収益率を低下させ、有能な人材をタックスローヤーから解放したと考えられています。そして、こうして流出した人材の少なからぬ部分がIT革命の担い手となり、今日の米国経済繁栄の一因となったというわけです（2000年6月25日付日本経済新聞朝刊「羅針盤」より）。

翻って、日本ではどうでしょうか？。もともと節税ビジネスがアメリカほど高収益だったわけではありません。

対策は、近年の財産評価基本通達改正等でほとんど封じられました。一方、相続税対策ほどではありませんが、各種タックスシェルターを活用した所得税対策も、いずれアメリカのように封じられる可能性が高いものと考えられます。そして長期的には、消費課税の比重が高まり、所得課税・資産課税の比重が低くなれば、そもそも「税」に対する関心が低くなってくることでしょう。

こうした流れのなかで、われわれ会計人は新しい分野への挑戦が求められていると考えます。その新規分野としてとくに注目されるのは、法人資産税（法人の資産関連業務）です。具体的には、「M&A」「不動産証券化」「会社分割」等のコンサルティング業務を挙げることができます。どれも他業界との競合関係に立つ業務であり、従来業務のように会計・税務を中心に対応できる業務ではありません。だが、会計・税務の専門家というアドバンテージを持ったうえで取り組めるわれわれは、有利な地位にあると考えます。以下、それぞれの項目について、コンサルティングにおける実務対応を考えてみましょう。

▲企業再編は、会計人の職域も変える

1、M&A

M&A業界の人間に言わせると、「職業会計人がなぜM&A業務に関与しないのか不思議だ」となります。実質的な不動産仲介業を手がける会計人は多くても、M&Aアドバイザリーサービスを手がける会計人はさほど多くありません。会計をベースにした存在である企業の仲介は、不動産の仲介より会計人向きといえます。結局のところ、慣れの問題なのでしょう。

会計人がM&A業務を行う際は、どちらかというと買主側より売主側の立場に立つことが多くなるでしょう。われわれはM&A仲介の専門部隊になるわけではありませんから、買いニーズから会社を探す業務は効率的とはいえません。われわれは事業承継対策の一環としてM&A業務に関与することになります。これまでの事業承継対策は、コストをできるだけ抑えて株式を後継者に移転することばかりに力点が置かれていました。もちろんそれも大事なことですが、これから、生前に現金化してしまう、あるいはいつでも現金化が可能なM&Aに適した良い会社を残すことが大切です。

2、不動産証券化

不動産証券化関連業務に、会計人がどの程度関与していくことができるかはまだまだ不透明ですが、最低限、基礎的なことを押さえておかないと、法人の資産関連業務に対応できなくなるのではないかと思われます。企業が会計制度の変化にともない、急速に不動産のオフバランス化を進めています。

かつて企業は資産規模で評価されましたが、現在は自己資本比率、総資産利益率（ROA）などで表される財務指標で、いかに株主のために効率的な経営をしているかが問われる時代となっています。企業が不動産を所有することは、むしろデメリットとなりつつあります。しかし、企業はその活動する場所が不要となったわけではありません。企業は、買わないが借りるという行動に出ています。ところが今までの日本には、投資不動産を所有したい小口の個人投資家と不動産利用者である企業を結びつける仕組みがなかったのです。

この個人投資家と企業を結びつける手法が、不動産の証券化です。個人投資家は、不動産の価値を背景に発行された証券を取得することで、SPC（特別目的会社）に資金を供給します。SPCはその資金で不動産を購入し、企業に賃貸します。これが不動産証券化です。今後、企業が利用する不動産の多くが、こうしたSPCに移転していくことでしょう。企業の不動産活用にあたって、不動産証券化は必須のツールとなっていきます。

3、会社分割

会社分割は企業再編のひとつのツールではありますが、企業再編を進める起爆剤となりそうです。会社分割法の成立で、企業再編税制が根本的に変わりそうなのです。これまで企業再編と税制の根本をなしていた、合併差益、清算所得といった概念が根本的に変わろうとしています。来年の4月以降、物的分割、人的分割、課税合併、非課税合併といった新しい概念が出てきます。

広がる企業再編がヒント

今回の税制改正では、非課税の適用を受けるための要件は、まずは厳しいものとなりそうですが、これまでの例からみて、今後、徐々に要件が緩和されていくものと思われます。そして企業再編の動きは、当初上場企業において、持ち株会社経営への移行等で実現されるでしょうが、いずれこの動きは、非上場の中堅企業にも広がってくるものと考えられます。

また、この企業再編の法令整備の動向は、今回の会社分割で終わったわけではなく、今後、商法改正、連結納税と続いていきます。毎年のように改正されるこの動きをしっかりウオッチしていく必要があります。

最後に、先ごろ㈱ぎょうせいより企業再構築実務につき、「守りから攻めへの企業再構築実務Q&A～M&A・不動産証券化・株式交換・会社分割」（㈱タクトコンサルティング／編 本郷尚・田中誠・平野和俊・後宏治・笹島修平／共著）を出版しております。参考にして頂ければ幸いです（http://www.tactnet.com/）。

（つづく）

（㈱本郷会計事務所・編）

最新版 失敗しない会社相続 6

後継者がいないときには

▼会社の価値を現金に変える

未公開の同族企業の場合、企業規模は相当の規模に成長していても、社長の個人資産が事業のために担保提供されているケースがほとんどです。

社長の個人保証と担保提供が事業活動のベースとなっているわけですが、未公開の同族会社の間では、このように「資本と経営の分離」がなされていないケースが珍しくありません。

下手をすれば廃業などを余儀なくされ、企業としての事業の成果をゼロにして、資産処分によって換金することになりかねないのです。

また万が一、後継者に先立たれる不幸もまれに発生します。本人所有の自社株を若奥さんと子供が相続しても、自社株の移転が進んでいる場合は話がややこしくなります。

経営に携わるならまだしも、別の人物が後継者となった場合、経営と株の泣き別れとなってしまい、将来的に大問題に発展しかねません。また、若奥さんには同族株主として子供の成長を待つだけの忍耐を強いることになってしまいます。

身内に後継者としてふさわしい人がいない場合は、業績の良いうちに清算または売却するのも、ひとつの選択肢といえます。いっそ事業を売却してしまうのです。

会社の業績も含める形で資産を換金する方法としては、「会社の株式の譲渡」あるいは「営業譲渡」などがあります。事業を行おうという人に、できるだけ高値で売却する方法です。

この手法をとることで、市場性がないため換金が困難な非上場株式を現金に変えることができます。

非上場株式の売却にかかる税金は、26%の申告分離課税で非常に有利です。つまり、譲渡益×26%（所得税＋住民税）がかかるだけで、会社の売却は非常にメリットの大きい選択肢なのです。

ただし、売却する法人所得における短期保有土地などの価額（時価）が、総資産の70%以上である場合は、株式を売却する際に注意が必要です。

土地の売買と同じとみなされるため、土地重課がかかる可能性があるからです。土地重課といえば、事業所得にかかるものや会社の税務に関するものについては、現在凍結されていますが、個人版の土地重課は生きているのです。ちなみに短期保有となるかどうかは、土地を保有した日の翌日から「株の形で土地を売った」年の1月1日現在で5年を超えているかどうかで判断することになっています。とくに事業をやめてしまい、資産だけの会社を売却する場合、あるいは合併したことのある会社については要注意です。

M&Aは自社株を現金化するための方法でもあるのです。

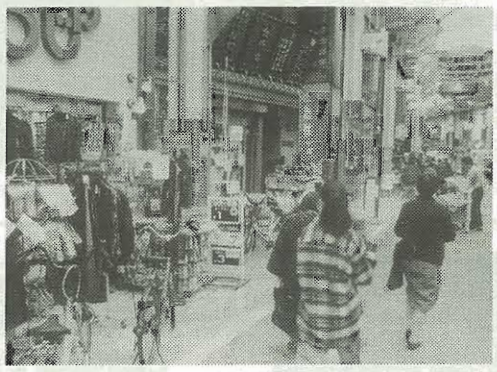

▲中小企業にとって後継ぎ問題は存亡にかかわる